

同窓会会則案 (R.2.4.25)

静岡学園中学校・高等学校

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は静岡学園中学校・高等学校同窓会と称する。

第2条 (目的)

本会は会員相互の親睦を図ると共に、母校の発展に寄与することを目的とする。

第3条 (本部)

本会は本部を母校内に置き、適宜支部を置くことができる。

第2章 会員

第4条 (資格)

本会の会員は次の通りとする。

1. 一般会員：母校卒業生及び母校に在学した者で会長の承認を得た者。
2. 特別会員：母校の教職員であった者及び本会の功労者で理事会の換え次による者。

第3章 役員

第5条 (役員) 本会は次の役員を置く。

1. 名誉会長 (母校学校長)
2. 会長 1名
3. 副会長 3名
4. 常任理事 若干名 (会計1名、書記1名を含む)
5. 理事 若干名 (各期代表)
6. 監事 2名

第6条 (任務)

1. 会長は本会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐して会長に事故があるときはその職務を代行する。
3. 常任理事は会長の諮問に応じ、会務を立案執行する。
4. 理事は本会諸般の会務処理につき決議を行う。
5. 監事は本会の会務並びに会計の状況を監査する。

第7条 (選出)

1. 会長は役員会において会員中より選出し、総会で承認する。
2. 副課長 会員中より会長が委嘱する。
3. 常任理事 会員中より会長が委嘱する。
4. 理事 会員中より会長が委嘱する。
5. 監事 会員中より会長が委嘱する。

第8条（役員の任期）

役員の任期は3年とし、再任を妨げない。

第9条（役員の解任）

役員に、役員としてふさわしくない行為があったとき又は心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるときは、総会において役員の承認を得て、その役員を解任することが出来る。

第4章 機 関

第10条（機関） 本会には次の機関を置き、会長がこれを招集する。

1. 総会
2. 臨時総会
3. 役員会

第11条 総会は全会員をもって構成し毎年1回開催する。役員会で承認された事業報告・事業計画、決算・予算、役員及び会則の改正、その他重要事項の報告を受ける。ただし役員会をもって総会に変えることができる。

第12条 臨時総会は役員会が必要と認めた場合に開催する。

第13条 役員会は役員をもって構成される最高決議機関とする。必要に応じて開催し、次の事項を審議し出席者（委任状を含む）の過半数を持って決議する。

1. 事業報告及び決算の承認
2. 事業計画及び予算の承認
3. 役員の選任
4. 会則の改正
5. 会務執行上必要な事項の審議と決定

第5章 会計及び簿冊

第14条（会計）

本会の会計は、終身会費及び寄付金を以てこれに充てる。

第15条 一般会員は終身会費10,000円を入会時に納入するものとする。

第16条（会計年度）

本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

第17条（簿冊）

本会に次の簿冊を備える。

1. 会務簿冊
2. 会員及び役員名簿
3. 会計簿

第6章 その他事項

第18条 その他必要な事項に関しては会長が定める。

慶事、弔事に関する規定

会員の慶事・弔事について次のとおり定める。

1. 会員の慶事にあたり、特に祝福すべき事項が生じた時は会長・副会長・常任理事で審議し決定をする。
2. 会員の死亡にあたり、会長の承認により香典・花輪・供花を贈ることができる。

令和2年4月